

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐世保市長 宮島 大典

市町村名 (市町村コード)	佐世保市 (42202)
地域名 (地域内農業集落名)	野方・太田江地区 ( 野方西・野方東・太田江西・太田江東 集落 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、佐世保市本土地区より約60km離れた離島内に位置し、主な作物は畜産業(肉用牛繁殖)並びに水稲等であるが、離島ゆえに農業経営に係る生産コストは高く営農に支障をきたしており、農業者の平均年齢は72.8歳と高齢化が進み、今後、農家戸数の減少及び遊休農地の増加が懸念される。その様な中、当地域では耕作放棄地や遊休農地を活用した太陽光発電事業が計画され営農型ソーラーパネルが一部設置される予定となっているが、今後、持続的に農地の利用を図り、地域の活性化を進めるためには、U・I・Jターンによる新規就農者の確保・育成を図るとともに、法人が実施する営農型ソーラーパネル事業と連携を図り地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。このため分散する農地の集約化を検討するとともに、地域で取り組める新たな作物、栽培方法を模索していく必要がある。

- ・担い手(後継者)不足、高齢化による一部農家への管理委託等による負担増
- ・遊休農地の増加
- ・有害鳥獣被害による経営意欲の衰退
- ・狭小地の活用に向け基盤整備事業等に取り組みたいが、担い手不足等で事業活用ができない

【地域の基礎的データ】

農業者:88人(うち50歳代以下1人)、認定農業者団:3経営体(※1法人含む。)  
主な作物:畜産(肉用牛繁殖)、水稲など

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、主に畜産業(肉用牛繁殖)や水稲等が営まれている地域であり、今後も農業を維持継続、更には規模拡大を図っていくためには、地域内の認定農業者、認定新規就農者並びに法人などを中心に、農地の集積・集約化等による生産コストの低減を進め、経営の効率化並びに所得の向上を図っていく。  
また、高齢化・担い手不足に伴う離農対策として、営農型ソーラーパネルの下部にて営農を行う法人に一部の農作業の委託をできないか検討し、農家戸数の維持・増加を図っていく。  
さらに、農業所得の向上及び農業経営の安定を図るため、複合経営やスマート化、高収益作物栽培への転換等を推進する他、地域と多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の取組組織と連携し農地の保全・活用していく体制を構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	105.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	105.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者、認定新規就農者や法人などを中心に、農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し農業者の経営農地の場所等を把握しつつ巧くマッチングを図り、農業者の経営状況に応じて段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備事業を検討する。 多面的機能支払交付金の資源向上活動等を活用し、農道や水路、ため池等の資源の長寿命化整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や法人及び認定新規就農者など農業を担う者を確保していくため、JAや県、市などの関係機関と連携して相談体制を確立するとともに、経営や栽培技術の情報提供や指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手や法人、多面的機能支払交付金事業の取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行い、可能な限り遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置など有害鳥獣対策を行う。
- ③農業のスマート化を図り、効率的な経営を目指す。
- ⑦地域と多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の取組組織で連携し、適切な農地の維持管理を行う。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農業用施設の整備を進める。
- ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、推進委員等の地域代表者への確認や書面、ホームページ等による簡易な方法による協議を行う。